

身体障害者手帳で利用できる制度

(肢体不自由用)

	制 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
税 金	所得税の障害者控除 ※ 年末調整・確定申告のとき	所得から 40 万円控除 (同居の場合)75 万円控除		所得から 27 万円控除			
	市県民税の障害者控除 ※ 年末調整・確定申告のとき	所得から 30 万円控除 (同居の場合)53 万円控除		所得から 26 万円控除			
	相続税の障害者控除 ※ 障がい者が相続人の場合	85 歳に達するまでの 年数 1 年につき 20 万円控除		85 歳に達するまでの 年数 1 年につき 10 万円控除			
交 通	鉄道の運賃 (5 割引等)	乗車前、切符購入時に提示してください。 第1種:本人・介助者に適用 / 第 2 種:本人のみ適用 ※ ただし、各種運営会社によって異なる場合があります。					
	バス・船舶運賃 (5 割引等)						
	タクシー乗車料金割引 (1 割引)						
	航空運賃割引	各種航空会社によって異なります。					
	有料道路通行料金割引(半額) ※ 障がい福祉課で事前登録	(本人が運転する場合)身体障害者手帳をお持ちのすべての方 (同乗する場合)第 1 種の身体障害者手帳をお持ちの方					
そ の 他	NHK 放送受信料の免除(全額) ※ NHK、障がい福祉課で申請	身体障害者手帳をお持ちの方で、世帯全員が非課税の場合					
	NHK 放送受信料の免除(半額) ※ NHK、障がい福祉課で申請	※○	※○	※世帯主で受信契約者の場合			
	各種障害年金	身体障害者手帳と障害年金は別の制度です。 問合せ先:障害基礎年金:市民課年金担当 / 障害厚生年金:年金事務所					
	障がい者の後期高齢者医療制度 ※ 健康保険課で申請	○	○	○	△		
	公営住宅入居の際の優遇 ※ 施設管理課または県住宅公社	○	○	○	○		
	郵便による不在者投票 ※ 選挙管理委員会に届出	○					
	障害者雇用支援	ハローワーク等にお問合せください。					

★ ここに記載されているのは、身体障害者手帳で利用できる制度の一例です。

身体障害者手帳で利用できる制度

(肢体不自由用)

	制 度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
障 が い 福 祉 課 で 申 請	障がい福祉サービスの利用 ホームヘルプ、ショートステイ、入所 等の介護給付・自立訓練、就労等	○	○	○	○	○	○
		※ 介護保険にあるサービスは、介護保険制度が優先になります。					
	自立支援医療 更生医療(18歳以上) 育成医療(18歳未満)	○	○	○	○	○	○
		※ 形成術や人工関節置換の手術や治療により、障害が除去・軽減される 方に対する医療費の自己負担を軽減する制度です。					
	補装具費の支給 義肢、装具、車いす、電動車いす 歩行器、歩行補助つえ等	○	○	○	○	○	○
		※ 意見書・処方箋に基づいて、判定します。					
	日常生活用具の給付 特殊寝台、入浴補助用具、移動・ 移乗支援用具、住宅改修等	○	○				
		※ 見積書・カタログ(コピー可)を添付して申請します。					
	重度心身障害者医療費の助成	○	○				
		※ 医療費等の領収書を申請すると、医療費が助成されます。					
	特別障害者手当(20歳以上) 障害児福祉手当(20歳未満)	△	△				
		※ 在宅で精神または身体に著しく重度の障がい有する者で、日常生活 に常時の介護を必要とする者が対象となります。 ※ 身体障害者手帳の対象要件とは異なります。					

● 以下に当てはまる場合は届出が必要です。

- 居住地や氏名が変わったとき
※ 転出の場合は、転出先の障がい福祉関係課の窓口にて手続きをおこなってください。
- 手帳を紛失したり、破損・汚損したとき
- 死亡したとき
- 身体障害者手帳福祉法別表に掲げる障害を有しなくなったとき

● 再認定の記載がある場合は、再審査の手続き等をとってください。

- 障害の状態に変化があると予想される場合に再認定の期限が設けられています。
- 有効期限ではありませんが、各種サービスが受けられなくなる場合があります。ご注意ください。

石垣市障がい福祉課

石垣市字真栄里 672 番地 / 0980-82-9947(直通)

身体障害者手帳で利用できる制度

(肢体不自由用)

制 度		1級	2級	3級	4級	5級	6級
自動車税・ 軽自動車税 駐車禁止除外指定車標章	自動車税・取得税の減免 (本人運転の場合) ※ 八重山事務所県税課 ※ 5月の納付期間に申請	上肢	○	※1			
		下肢	○	○	○	○	○
		体幹	○	○	○	○	
		※	※1 上肢2級の場合は、 <u>2級の1</u> および <u>2級の2</u> のみ該当。				
	自動車税・取得税の減免 (生計同一者・ 常時介護者運転の場合) ※ 八重山事務所県税課 ※ 5月の納付期間に申請	上肢	○	※1			
		下肢	○	○	※2		
		体幹	○	○	○		
		※	※1 上肢2級の場合は、 <u>2級の1</u> および <u>2級の2</u> のみ該当。 ※2 上肢3級の場合は、 <u>3級の1</u> のみ該当。				
	軽自動車税・ 軽自動車取得税の減免 (本人、生計同一者、常時 介護者運転の場合) ※ 市役所税務課 ※ 5月の納付期間に申請	上肢	○	○			
		下肢	○	○	○	○	○
		体幹	○	○	○		
		※					
	身体障害者等駐車禁止 除外指定車標章の公布 ※ 八重山警察署に申請	上肢	○	※1			
		下肢	○	○	○		
		体幹	○	○	○		
		※	※1 上肢2級の場合は、 <u>2級の1</u> および <u>2級の2</u> のみ該当。				

★ 等級の枝番については、沖縄県身体障害者更生相談所(098-886-2115)にお問合せください。

(参考) 上肢2級

1. 両上肢の機能の著しい障害
2. 両上肢のすべての指を欠くもの
3. 一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの
4. 一上肢の機能を全廃したもの

上肢3級

1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
3. 一上肢の機能の著しい障害
4. 一上肢のすべての指を欠くもの
5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの